

○中空知衛生施設組合次世代育成支援対策推進法の  
特定事業主等を定める規則

〔平成17年4月1日〕  
規 則 第3号

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規則で定める次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員（以下「機関等」という。）で政令で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同令第2項の規則で定める職員は、当該機関等の区分に応じ、同表の右欄に掲げるものとする。

中空知衛生施設組合長	中空知衛生施設組合長が任命する職員
------------	-------------------

附 則（平成17年4月1日規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。